

子どもの権利条約の本質を捉え、同条約をどのようにに日常の保育実践に活かしていけるのかを探る (木附千晶氏) 「研究成果報告書」を 読む手がかり

1 はじめに

保育・子育て総合研究機構国際委員会（以下、「国際委員会」と言う）は、かつて「保育国際交流運営委員会」として活動していた時期、日本が1994年に「子どもの権利条約」を批准してから20年を迎えた2014年6月から、この条約が保育の場でのように活かされるのか、その実践のエピソードを紹介する連載「子どもが幸せに今を生きるために保育園で活かす子どもの権利条約」を本誌で始めました（2018年3月号まで）。エピソードは、現場の保育士に子どもの権利条約の内容を具体的にわかりやすく伝えるため、文章とともに4コマ漫画で描き、各エピソードが権利条約のどの条文に該当

するのも示しました。なお、この連載は2022年12月に『コミックで発信☆保育に活かす〈子どもの権利条約〉：「保育通信」より』（エイデル研究所）と題して出版しました。子どもの権利条約には、日常の保育活動の中で起こるさまざまな場面に該当する内容が含まれています。しかし、その内容が日々の保育とどのように関係しているかを理解している人は果たしてどのくらいいるのでしょうか。「子どもの権利条約」という名前は聞いたことがあるが中身はわからない、というのが現状ではないでしょうか。そこで国際委員会は、2021年12月1日～2023年11月30日までの2年間にわたり「子どもの権利条約の本質を捉え、同条約をどのようにに日常の保育実践に活かしているのかを探る」という研究テーマで、臨床心理士の木附千晶氏に研究を委託しました。これは、前述した「4コマ漫画」の連載の趣旨を引き継ぐものです。

この委託研究の中間報告は2022年末に提出されましたが、このたび研究成果報告書が提出されましたので、その報告を読む手がかりを探ってみましょう。

2 委託研究の内容

① 子どもの権利条約と保育の関係

今回の研究では、まず、権利条約の本質は何

かを探るために、権利条約に関する文献の調査がなされました。特に、乳幼児保育に関する文献を収集し、日常の保育の中でどのように活かされるのかという点については、1950年代にJohn Bowlbyが提案した「アタッチメント理論（愛着行動）」が昨今再び注目され、心理学の領域における研究が進んでいる状況を踏まえ、最新の研究を参考にして検討されています。そして同時に、保育の現場の様子を知ることが必要です。保育施設を訪問し、現場の様子を観察し、保育士の先生方と話し合いを予定して行きました。しかし、このフィールドワークに関しては、コロナ禍の影響で実施が遅れ、最終的には1か所のみ訪問となりました。

② 日本政府への勧告の検討^{*1}

もう1つの課題は、2019年の国連・子どもの権利委員会による『日本政府報告審査に対する総括所見』の本質を明らかにすることです。

子どもの権利条約は、批准国に対し原則として5年に一度、自国の子どもをめぐる状況をまとめ、国連「子どもの権利委員会」に報告することを義務づけています（第44条）。また同時に、条約はその効果的な実施の促進および、条約が対象とする分野での国際協力を奨励するため、政府以外の子どもに関する専門機関にも報告書（カウンタレポート）を提出するように要請しています（第45条）。これらに基づき、日本

政府は2017年6月に、日本の市民・NGOの専門機関は同年11月にそれぞれ報告書を提出、国連・子どもの権利委員会は2018年2月に報告書を提出した専門機関から直接意見を聞く予備審査を行いました。その後、国連・子どもの権利委員会は、日本政府が提出した報告書、前記の予備審査で得た情報を踏まえて2019年2月1日に日本政府代表を国連に招聘して直接質疑を行い、日本政府報告審査を経て、日本政府に対する第4・5回「総括所見(懸念と勧告)」を採択しました(第4・5回となっているのは、2つの報告審査が合併して行われたため)。

今回の総括所見では、「主要な懸念領域および勧告」として、これまで市民・NGOを母体とする専門機関が幾度となく改革を求めて訴えながら、勧告にならなかつた革新的な内容が網羅的に取り入れられました。その具体的な内容を少しだけご紹介しておきます。

1) 家庭、代替的養護、刑事施設を含むあらゆる場面での体罰の法律による全面的な禁止(総括所見25、26)

2) 共同親権を目的とした法律の改正、両親の離婚後もいずれの親とも直接的な接触を維持する子どもの権利の恒常的保障

3) 家事紛争における裁判所の命令の法執行の強化(同27)

4) 司法審査および明確な基準なしに子どもを家族から分離することの禁止(同29)

5) 一時保護制度の慣行の禁止(同29)

6) 子どもの措置について独立した外部者による定期的な再審査の確保(同29)

しかし一方で、「主要な懸念領域および勧告」に当然入るべきテーマが落ちていきます。特に保育(乳幼児期の発達)では、「無償化計画」「負担可能でアクセスしやすく、かつ最低基準に合致したものとする」「保育の質を確保しかつ向上させるための具体的措置をとる」などと書かれ、²⁾「親」に利する保育については述べていますが、何より肝心な³⁾「子ども」の姿が見えませんが、子どもを第一に考えるのであれば、「どのような保育の質を確保すべきなのか」「何がその確保を妨げているのか」についての記述が不可欠なはずですが、それがありません。

また、市民・NGOを母体とする専門機関が「意見表明権」(条約第12条)を「受容的な応答関係をつくる」子どもの権利として新たに解釈し直すべきとの提案をしました。

近年の発達心理学や脳神経科学などを見れば、条約の「前文」が目指す「調和の取れた人格へと成長・発達する」ためには子どもの欲求も受容的かつ継続的に応答し、子どもが「愛されている」と実感できる身近な大人の存在は不可欠です。そうであるならば、条約第12条「意見表明権」が示す「意見(view)」とは新生児でも表明できる欲求やアタッチメント行動、非言語的な態度や行動をも含むことは明らかです。

このような総括所見の特徴や、総括所見をどう受け止め、私たち子どもの権利条約の担い手がどのようにフォローアップを行っていくべきかについても、「アタッチメント理論」を基盤として解釈することが必要となります。

③ SDGsと権利条約

3つ目の内容として、さらに、国連が掲げるSDGsの実現に子どもの権利条約がどのように寄与できるのかについても検討していきます。

子どもの権利条約は、その前文で「子どもが、その人格の完全な調和のとれた発達のため、家庭環境の下で、幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである」と宣言しています。調和の取れた人格を持った大人は、当然ながら、国連が掲げるSDGsの実現に寄与できる存在であるべきでしょう。しかし、「幸福、愛情及び理解ある家庭環境」とは極めて抽象的です。「愛情」や「幸福」のイメージは人によって違います。本研究では、この極めて抽象的な内容を子どもの成長・発達のためにどのように捉えるべきかを考えることで、子どもの権利条約の本質を明らかにすると同時に、日常の保育環境・保育実践があるべき姿を考えます。

3 研究成果報告書の読むべきところ

研究成果報告書は、表1(44頁)のような組

み立てになっています。

第3章では、子どもの権利条約の歴史的な誕生背景を紹介しています。また加盟国には、子どもの権利条約において認められた権利の実現のためにとった措置およびその結果もたらされた進歩に関する状況を国連に報告する義務があることを説明しています。国連・子どもの権利委員会はこの報告に基づき、加盟国に対し「勧告」（総括所見）を行います。これまで出された総括所見がどのようなものであったかを紹介しますとともに、最新の総括所見（第4・5回）

に関する内容を示しています。特に、第4・5

回の総括所見では、意見表明権の考え方に關して画期的な説明があることに注目する必要があります（詳細は第5章に記載されています）。

第4章は「愛される」とは」と題して、アタッチメント理論（愛着理論）を紹介しています。アタッチメント理論は「愛情や幸福、それらをもたらす家庭環境が子どもの成長発達や人格形成、その後の人生に大きな影響を与える」ものであることとされ、この理論の内容について詳細に検討しています。ぜひ、この部分をよく読

んでいただきたいと思います。

続いて第5章では、子どもの権利条約第12条の「意見表明権」について、先ほど触れた、国連の「第4・5回総括所見」で示された画期的な内容について紹介しています。「子どもの意見」とは何なのかという疑問に答える内容になっています。すなわち、子どもの意見表明権とは「①自己の欲求や願望やアタッチメント行動を通して、②養育者に無条件に抱えられ、③常に受容的に応答してもらおう権利であり、親や養育者は、子どもにとって安全基地となるような家庭環境を保障してあげなければならない義務を負うことを意味する」と説明しています。このことをよく理解するためには、第5章をしっかりと読んでください。

第6章は、全私保連の会員を対象に行ったアンケート調査の結果を紹介しています。このアンケートは、子どもの権利条約が保育現場で実践されているかどうかを調べるもので、特に保育園等が「保育の質」の確保・向上が実現できるような現場になっているかを尋ねるものです。最終的に2143件の回答を得ることができました。ご協力していただいた会員の皆様に御礼申し上げます。

このアンケートが実施された時は、いわゆる「不適切な保育」が話題になっていた時期であり、子どもとの関わりに迷いや不安を持っている保育者がいる様子も窺われます。しかし、保

表1 研究成果報告書の組み立て

第1章	はじめに
第2章	本研究について
2-1	研究の目的と意義
2-2	研究期間と方法
第3章	「子どもの権利条約」とは
3-1	「子どもの権利条約」誕生の歴史
3-2	「子どもの権利条約」の世界的広まり
3-3	「子どもの権利条約」が規定する報告審査制度
3-4	日本政府に対して出された第3回までの『総括所見』
3-5	画期的な第4・5回『総括所見』
3-6	第4・5回『総括所見』が救済の対象とした個別的な権利侵害
3-7	保育に関する初めての『総括所見』
第4章	「愛される」とは一心理的知見から
4-1	「愛のある家庭環境」の重要性を説いたアタッチメント理論（愛着理論）
4-2	アタッチメント理論の起源
4-3	アタッチメント行動と内的作業モデル
4-4	Ainsworthの貢献—1：ストレンジシチュエーション法（新奇場面法）
4-5	Ainsworthの貢献—2：安全基地（a secure base）
4-6	アタッチメント理論の広がり
4-7	アタッチメント理論が導き出す「愛される権利」とは
第5章	「子どもの権利条約」第12条「意見表明権」の新しい解釈
5-1	第12条「意見表明権」のこれまでの理解
5-2	第12条「意見表明権」がいう「子どもの意見」とは
5-3	乳幼児でも権利行使の主体たる第12条「意見表明権」とは
5-4	第4・5回『総括所見』における意見表明権
第6章	「ひとり一人の子どもを大切にするための保育環境調査」
6-1	アンケート調査の概要
6-2	数字から見える保育現場の状況
6-3	アンケートの自由記述から
6-4	日常の保育では「子どもの権利条約」が実践されていた
第7章	結論：まとめ
7-1	本研究の帰結
7-2	本研究の帰結の前提となる「理性的人間像」と「動物的人間像」
7-3	近代の基本的人権が認められた根拠
7-4	子どもの権利行使の主体性を導く「動物的（本能的）人間像」 —子どもの権利を確立するための金字塔
7-5	子どもの権利の行使の主体性—愛される権利の実現
7-6	保育の場における「愛される権利」の保障もたらす光
7-7	子どもに「愛される関係」（安定的なアタッチメント）を提供するために

育者たちの仕事への誇り・満足度が高くなっていることが注目されます。特に、「一人ひとりの子どもとの関わりや保護者への支援・対応はできているか」という問いに対しては評価が高くなっており、保育本来の仕事に取り組み、誇りを持っている様子が窺われます。

ところが、仕事への満足度や熱意の高さに反比例するように、制度や環境整備への評価が低いことが気になります。例えば、「今の最低基準で子どもの成長発達を実現することはできるか」との問いに対しては、半数以上が5段階評価のうち低い方の1と2に集まっています。こうしたことから、「制度や職場環境は貧弱にもかかわらず、保育士本来の仕事へのやりがいを感じているため、甘んじて現状を受け入れている」という姿があり、「貧弱な制度を保育士の個人の熱意と努力で支えている」という現状があることがわかる、と木附氏は述べています。

「子どもの権利条約の周知、理解は進んでいるか」という問いについては、5段階評価の2が42・7%と最も多く、次いで4が33・3%でしたが、理解については消極的な意見が多くなっています。中には、「こんな文書が役に立つとは思えない」という記述もありました。

このように、アンケート結果から読み取れるのは、「条約の存在は広く知られているが、その意味内容や解釈は深められていない」と木附

氏は分析しています。

しかしながら、日常の保育実践では、「子どもの権利条約」の本質が大切にされていることがわかる」と木附氏は述べています。自由記述で最も多かった「子どもとの関わり、子どもと接している時に大切にしていること」に対する回答中のキーワードを集めると、「気持ち」「寄り添い」「受け」「尊重」「愛」という言葉が多く目立ちます。このことを踏まえ、氏は「『子どもの権利条約』前文が掲げている全人的な人格の発達を遂げるため、子どもにとって最も大切なことは『愛される』ことであり、その保障とは、子どもが今できる精一杯のやり方で表明する子どもの意見（欲求やアタッチメント行動も含む）に対して、養育者の側がきちんと顔を向け、子どもが安心できるように応答することである」と述べています。そして、「回答の示す、子どもの『気持ち』に『寄り添い』『受け』とめ、『尊重』し、『愛』を持って接することを大切にしている保育とは、『子どもの権利条約』の実践にほかならない」と強調しています。

第7章の「結論」では、これまで木附氏が強調してきたことが簡潔にまとめられています。

「子どもの権利条約前文がいう『愛情と幸福と理解のある環境を保障してもらえ権利』すなわち『愛される権利』とは、アタッチメント理論をベースとした多くの研究や心理療法が示す、『子どもの情動や欲求に共感的で、それ

を敏感に受容・応答し、子どもを安心させ、落ち着かせること（情動の抑制）のできる、特定の養育者との関係性をつくる権利』であると結論づけた。そして、この『愛される権利』は、条約12条の『意見表明権』を媒介として、子どもが自ら実現できる権利であり、その『意見』は、社会的に承認されたり、論理性のあるものである必要はなく、言語によらないあらゆる感情や欲求の表出をはじめ、反社会的な行動をも含むアタッチメント行動そのものである……」と結論づけています。そして、「もし、子どもの権利がおとなによって実現されるものにしてしまえば、その内容はおとなの都合で決められてしまう。それを回避し、子どもをおとなの犠牲者にしないよう、子ども自身が行使できる唯一の権利が、アタッチメント理論に基づく意見表明権なのだ」と結んでいます。

第7章の最後の部分では、子どもの権利条約の実現に取り組んでいる施設の訪問について記述されています。木附氏に本研究の委託をお願いした当初は、いくつかの保育現場を見学に行くフィールドワークが予定されていました。しかしコロナ禍の影響で、最終的に見学できた施設は1か所になってしまいました。

まず、子ども自身による子どもの権利の行使が可能になるためには、子どもに関わる大人の側が満たされていなければ難しいという問題意識の下、それを実現するため1つの方法に取り

組んでいる施設を訪問しました。訪れた施設は大分県にある「南大分笑顔咲くえん わらひ」です。同園は働き方改革に積極的に取り組んでいる施設で、職員の間で情報の共有を図り、コミュニケーションを取るために「Time Tree」というアプリを活用しています。また、保育者と保護者つなぐアプリ「Kidsy」、保育指導計画ソフトや登降園管理システムなどを導入し、積極的にICT化に取り組んでいます。

しかし、デジタル機器の導入やアプリの使用は単なる「ツール」であり、あくまでも「手段」にすぎないと同園の園長先生は話しています。木附氏は「同園の働き方改革が劇的に変えたものは『関係性』であり、園長（管理職）と保育士（職員）の関係、保育士同士の関係、保育士と保護者の関係が変わり、結果として、国連『子どもの権利委員会』が勧告する『質の高い保育』の実現になった」と分析しています。

4 おわりに

わが国が1994年に「子どもの権利条約」を批准して以来29年が経過した2023年4月、ようやく「子ども基本法」が施行され、同時に「子ども家庭庁」が設置されました。

子ども基本法は、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成

の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。（第1条）」ものです。すなわち、すべての子ども・若者が幸せな生活を送ることができるとともに、子ども基本法に基づく直接関連する法律がなかったことが大きな問題でしたが、ようやく制定されました。

さらに2023年12月には、「子ども大綱」が閣議決定されました。子ども大綱は、子ども基本法に基づき、わが国初の大綱であり、幅広い「子ども施策」を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。子ども大綱では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指しています（子ども家庭庁）。子ども大綱は子どもの権利条約の精神が反映されたものとして評価できるものではありませんが、具体的に促進

していくにはまだまだ時間がかかりそうです。研究成果報告書にもあるように、「貧弱な制度を保育士の個人の熱意と努力で支えている」という現状は早急に改善されなければなりません。そのために国は、保育環境の充実発展のために、十分な予算を確保することが重要な課題となります。

私たち保育現場にある者は、常に子どもの権利条約の理念を念頭に置いて保育を進めていくことが求められます。この研究成果報告書をよく読んでいただき、子どもの権利条約の内容をしっかりと理解して、日常の保育に取り組んでいただきたいと思います。

保育・子育て総合研究機構国際委員会委員長
新島一彦

[註]

*1 この部分の記述については、木附千晶「子どもの権利条約に関する日本への勧告—本質を踏まえて子どもの幸せのために活かそう」（『保育通信』第770号、2019年5月1日、63頁）を参照しました。



「研究成果報告書」は、HPあおむし通信に掲載しています。

<https://www.zenshihoren.or.jp/activity/ic/kenkyu.html>